

糖尿病・高血圧・高コレステロール血症・ 高脂血症で通院中の患者様へ

【生活習慣病管理料Ⅱ】への移行について

糖尿病・高血圧・脂質異常症(高コレステロール血症/高脂血症)治療中の患者様が対象です。(在宅自己注射管理料算定の方は除く)

2024年6月に施行された診療報酬改定において、【特定疾患療養管理料】の対象疾患の見直しがありました。このことから糖尿病・高血圧・脂質異常症(高コレステロール血症/高脂血症)で通院中の患者様におかれましては、【生活習慣病管理料Ⅱ】を算定させていただくこととなります。

厚生労働省からの指示により、個々に応じた目標設定、血圧、体重、食事や運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『生活習慣病療養計画書』を作成し、総合的な治療管理を行うことが必須となりました。

定期受診時に『生活習慣病療養計画書』についての説明及び同意を取らせていただきます。

初回作成時および内容変更時には患者様のご署名が必要です。

患者様の状態に応じて、担当医の判断で28日以上長期処方箋を交付することが可能です。

窓口負担につきましても、診療報酬改定に伴い、これまでの金額から変更があります。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

2024年6月1日
はるクリニック